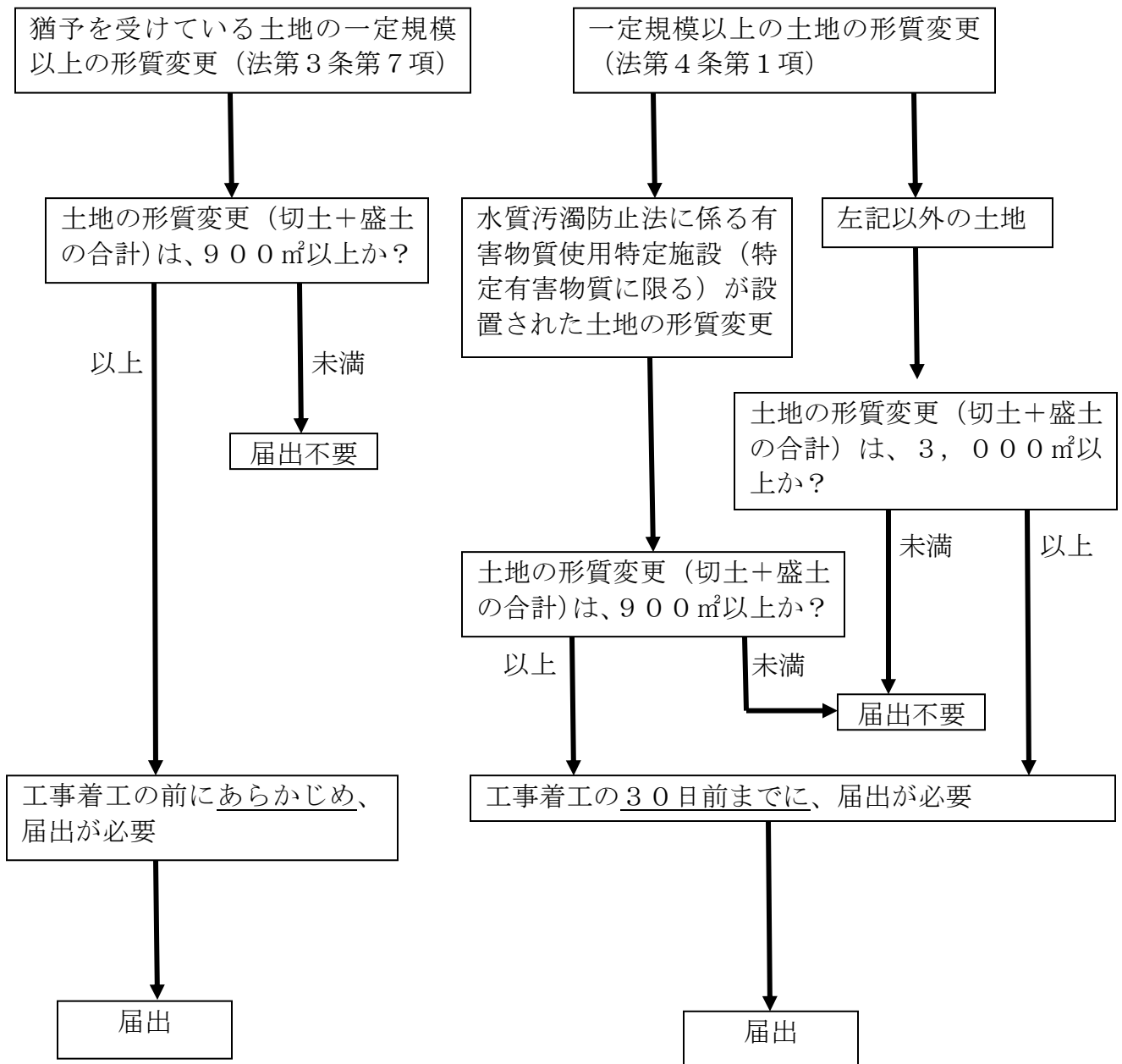


「一定の規模以上の土地の形質の変更届出書」に係る届出要領

土壤汚染対策法（以下「法」という。）第3条第7項又は同第4条第1項の規定により、一定規模以上の土地の形質の変更をしようとする者は、事前に県知事等へ届出が必要となります。

本要領は、届出の実務上必要な事項についてとりまとめたものです。届出者にとっては、本要領に従って届出の手続きを進めてください。

【土地の形質変更に係る届出の種類】



1 土壤汚染状況調査を猶予されている土地での形質変更（法3条第7項）

（1）概要

法第3条第1項の規定において、水質汚濁防止法に係る有害物質使用特定施設を廃止した際は、土壤汚染状況調査の義務が生じますが、法第3条第1項ただし書き規定には、土壤汚染状況調査を猶予できる旨の記載があり、調査の猶予を行いたい場合は、県知事等に猶予申請を行い（法第3条第1項猶予申請の申請要領を御参考ください。）、猶予の要件に該当すると知事が確認した場合は、土壤汚染状況調査が猶予されます。

しかしながら、有害物質等を使用していた土地ですので、土壤汚染の可能性も高いことから、一定規模以上の土地の形質変更を行う場合には、あらかじめ「土地所有者等」が届出を行うとともに、県知事等が「土地所有者等」に土壤汚染状況調査を命じます（法第3条第8項）。

なお、法第3条第8項の調査命令を履行しても、法3条第1項の調査義務を履行したことにはなりません。ただし書きの確認が取り消された場合は、あらためて調査を行うことが必要です。

自主的に法と同じ方法で調査を事前に実施された場合は、内容が適正であれば、命令後の調査報告書として報告することができます。

（2）届出が必要になる場合

猶予を受けている土地で、盛土及び掘削（切土）の工事の合計面積が900㎡以上となる土地の形質変更を行う場合。

あらかじめ届け出ることとなっていますので、調査を命じられることを考慮にいれて十分な余裕をもって届出を行ってください。

<例外行為>

①次のいずれにも該当しない行為

- ・ 土壤を当該土地の形質の変更の対象となる土地の区域外へ搬出すること。
- ・ 土壤の飛散又は流出を伴う土地の形質の変更を行うこと。
- ・ 土地の形質の変更に係る部分の深さが50cm以上であること。

②通常の農業（種を蒔いてから収穫するまで）の行為

③林業の作業路網の整備

④鉱山関係の土地（鉱山保安法に規定する鉱山）において行われる形質変更

⑤非常災害のために必要な応急措置として行う行為

※掘削の深さが地表から1ヶ所でも50cm以上であれば、例外行為に該当しません。

例外行為に該当しない場合は、地表から掘削の深さ50cm未満の部分も含めて、全て掘削の面積に入ります。

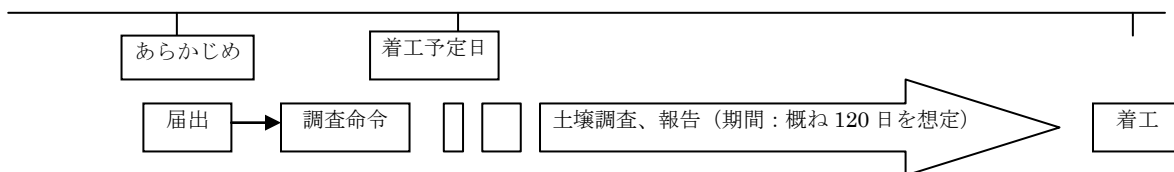
(3) 届出様式、届出要件

- ①届出者：土地所有者等
 - ②届出様式：法施行規則第21条の2（様式第六）
 - ③届出部数：2部
 - ④届出時期：あらかじめ（調査を命じられるため、十分な余裕をもってください）
 - ⑤届出窓口：土地の形質変更の対象となる土地の所在地を管轄する県保健所衛生環境課（熊本市区域の場合は熊本市水保全課）
- ※工事区域が2保健所以上に及ぶ場合は、主たる工事区域の所管保健所

(4) 添付書類

- ①工場、事業場の敷地全体がわかる地図・図面（形質変更場所を図示したもの）
- ②土地の形質の変更の場所の図（例：別添地図）
一定の規模以上の土地の形質の変更届出においては、土地の形質の変更をしようとする位置図（**平面図**、**立面図**、**断面図**）の添付が必要です。工事図面の写しでも可。
なお、**掘削部分**と**盛土部分**を明示してください。
- ③届出者が土地所有者等であることを証する書類
 - ・届出者は「土地所有者等」になります。届出者の他にも土地所有者がいる場合は、土地所有者全員の形質変更実施に係る同意書（当該工事請負契約書の写しでも可。）が必要です。なお、様式は自由です。
 - ・土地所有者等を確認するため、土地所有者等であることを証する書類も添えてください。※所有者を証する書類の例（登記事項証明書及び公図又は字図等の写し）
- ④工事の工程表
当該工事のスケジュール把握のため提出をお願いするものです。
なお、様式は自由です

(5) 届出フロー



※ 調査の結果、基準不適合であった場合は、要措置区域等に指定され、工事計画に影響を及ぼすこともあります。

2 一定規模以上の土地の形質変更（猶予されている土地以外）

（1）概要

法4条第1項の規定により、3000㎡以上又は水質汚濁防止法に係る有害物質使用特定施設を設置している工場・事業場の土地を形質変更する場合は、規模面積は900㎡以上の土地の形質変更を行うとする者は、工事に着手する日の30日前までに、県知事等に届け出なければならないとされています。

（2）届出が必要となる場合について

盛土及び掘削工事の合計面積が900㎡又は3,000㎡以上となる工事。

<例外行為>

1（猶予されている土地の形質変更）と同様です。

※掘削の深さが地表から1ヶ所でも50cm以上であれば、例外行為に該当しません。

例外行為に該当しない場合は、地表から掘削の深さ50cm未満の部分も含めて、全て掘削の面積に入ります（再掲）。

（3）届出様式、届出要件

①届出者：土地の形質を変更しようとする者（計画決定権者）

②届出様式：土壤汚染対策法施行規則第23条第1項の規定に基づく届出様式（様式第六）

※平成31年4月1日から様式が変更となっています。
ご注意ください。

③届出部数：2部

④届出時期：土地の形質の変更に着手する日の30日前まで

⑤届出窓口：土地の形質の変更の対象となる土地の所在地を管轄する県保健所衛生環境課（熊本市区域の場合は熊本市水保全課）

※工事区域が2保健所以上に及ぶ場合は、主たる工事区域の保健所

（4）添付書類

①土地の形質の変更の対象となる土地の所在地の地図(1:3,000～1.5万程度の縮尺)
(例：別添地図1)

②土地の形質の変更の場所の図（例：別添地図2）

一定の規模以上の土地の形質の変更届出においては、土地の形質の変更をしようとする位置図（**平面図**、**立面図**、**断面図**）の添付が必要です。工事図面の写しでも可。

なお、**掘削部分**と**盛土部分**を平面図に明示してください。

③形質変更実施に係る土地所有者の同意書

・届出者が当該土地の所有者でない場合や所有者であっても届出者の他にも土地所有者がいる場合は、土地所有者全員の形質変更実施に係る同意書（当該工事

請負契約書の写しでも可。)が必要です。なお、様式は自由です。

- ・土地所有者等を確認するため、土地所有者等であることを証する書類も添えてください。

※所有者を証する書類の例（登記事項証明書及び公図又は字図等の写し）

④土地利用履歴書

有害物質使用特定施設設置の有無に関係なく、過去にその土地で使用等された特定有害物質についても法の対象となることから、あらかじめ土地の所有者等に土地利用履歴の報告を求めるものです。なお、様式は自由です。

例) 土地の利用履歴一覧を記入することが難しい場合は、過去にさかのぼった航空写真、過去の地図など土地利用履歴がわかるもの。

⑤工事の工程表

当該工事のスケジュール把握のため提出をお願いするものです。

なお、様式は自由です。

◎自主調査の添付について

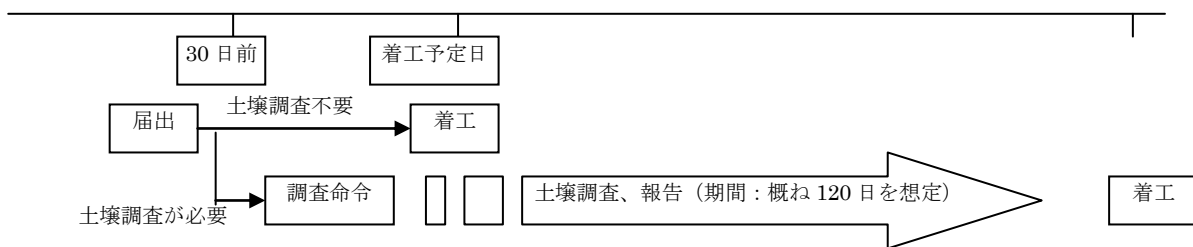
改正法第一段階施行（平成30年4月1日）により、4条第1項の届出に法に基づく土壤汚染状況調査の結果を添付できるようになりました。

添付する際には環境省令で定めるところにより土地の所有者等の全員の同意を得ることが必要です。

調査を行うことに対する同意を証する書類を添付してください。

※この同意は土地の形質変更の同意とは法の趣旨が異なりますのでご注意ください。

(5) 届出フロー



※ 調査の結果、基準不適合であった場合は要措置区域等に指定され工事計画に影響を及ぼすこともあります。

※ 届出に法に基づく調査を添付した場合は、調査命令が出されない可能性があります。

【留意事項】

有害物質使用特定事業場の土地のうち、猶予を受けている土地がある場合は、一定規模以上の土地の形質変更において、

- 猶予を受けている土地での形質変更は、法第3条第7項の届出対象です。
- 猶予を受けていない土地の形質変更は、法第4条第1項の届出対象です。

3 届出関係のチェックリスト

項目、添付書類等	法第3条第7項 (調査猶予されている土地)	法第4条第1項	<input checked="" type="checkbox"/> 欄
届出者	土地所有者等	土地の形質変更をしようとする者(計画の決定権者)	
届出期日	工事着工の前にあらかじめ届出	着工の30日前までに届出	
届出書(鑑)	様式六	様式六	
形質変更となる土地の所在地の地図		3千分の1～1万5千分の1程度の縮尺 (形質変更の場所を示したものの)	
工場・事業場の敷地全体の図面	形質変更箇所を図示したもの		
有害物質使用特定施設の設置場所		(有害物質使用特定事業場の場合)有害物質使用特定施設の設置場所を示した図等	
土地の形質変更の場所の図	盛土、切土(掘削)の区別を図示した図面(平面図、立面図、断面図) ※工事図面等に記入したもの可	盛土、切土(掘削)の区別を図示した図面(平面図、立面図、断面図) ※工事図面等に記入したもの可	
形質変更に係る土地の所有者の同意書(様式任意)		同意書(土地所有者全員)または工事契約書等の写し。 ※他の届出等で使用した書類の写しで可。	
土地の所有者等が判る書類①(様式任意)	例)土地の登記事項証明書(写しで可)	例)土地の登記事項証明書(写しで可)	
土地の所有者等が判る書類②(様式任意)	例)公図または字図(写しで可)	例)公図または字図(写しで可)	
土地利用履歴書(様式任意)		土地の履歴を記載したもの。	
工程表(様式任意)			

※様式第六は、従前の様式と異なっていますのでご注意ください。

◎ 一定規模以上の土地の形質変更の届出窓口：各保健所（熊本市内は熊本市水保全課）

保健所	所在地	電話番号	管轄地域(平成22年4月1日現在)
宇城	宇城市松橋町久具 400-1	0964-32-0598	宇土市 宇城市 下益城郡美里町
有明	玉名市岩崎 1004-1	0968-72-2184	玉名市 荒尾市 玉名郡長洲町・和水町・玉東町・南関町
山鹿	山鹿市山鹿 465-2	0968-44-4121	山鹿市
菊池	菊池市隈府 1272-10	0968-25-4135	菊池市 合志市 菊池郡大津町・菊陽町
阿蘇	阿蘇市一の宮町宮地 2402	0967-24-9035	阿蘇市 阿蘇郡小国町・南小国町・産山村・高森町・南阿蘇村・西原村
御船	御船町辺田見 400	096-282-0016	上益城郡御船町・嘉島町・益城町・甲佐町・山都町
八代	八代市西片町 1660	0965-33-3198	八代市 八代郡氷川町
人吉	熊本県人吉市西間下町 86-1	0966-22-3107	人吉市 球磨郡球磨村・山江村・五木村・相良村・あさぎり町・多良木町・錦町・湯前町・水上村
水俣	水俣市八幡町 2-2-13	0966-63-4104	水俣市 葦北郡芦北町・津奈木町
天草	天草市今釜新町 3530	0969-23-0172	天草市 上天草市 天草郡苓北町

＜問い合わせ先＞

〒862-8570 熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18-1
 熊本県環境生活部環境局環境保全課
 電話 096-333-2271

様式第六（第二十一条の二第一項、第二十三条第一項関係）

一定の規模以上の土地の形質の変更届出書

年 月 日

熊本県知事 蒲島郁夫 様

氏名又は名称及び住所並びに法人
にあつては、その代表者の氏名

届出者

印

第3条第7項
第4条第1項
土壌汚染対策法の規定により、一定の規模以上の土地の形質の変更に
ついて、次のとおり届け出ます。

土地の形質の変更の対象となる土地の所在地	
土地の形質の変更の場所	
土地の形質の変更の対象となる土地の面積及び当該土地の形質の変更に係る部分の深さ	
土地の形質の変更の着手予定日	
法第3条第1項のただし書の確認を受けた土地において法第3条第7項の規定による土地の形質の変更をする場合	工場又は事業場の名称
	工場又は事業場の敷地であった土地の所在地
現に有害物質使用特定施設等が設置されている工場又は事業場の敷地において法第4条第1項の規定による土地の形質の変更をする場合	有害物質使用特定施設が設置されている工場又は事業場の名称
	有害物質使用特定施設の種類
	有害物質使用特定施設の設置場所
	特定有害物質の種類

様式第六（第二十一条の二第一項、第二十三条第一項関係）

記載例
 猶予されている土地
 （法第3条第7項）

一定の規模以上の土地の形質の変更届

平成31年 4月 1日

熊本県知事 蒲島郁夫 様

不要な場合は、
 不要な方に斜線
 をお願いしま

届出者
 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
 ○○株式会社 代表取締役 蒲島郁夫 印

第3条第7項の規定により、一定の規模以上の土地の形質の変更について、次
~~第4条第1項~~
 のとおり届け出ます。

土地の形質の変更の対象となる土地の所在地	熊本市中央区水前寺六丁目18番205号	
土地の形質の変更の場所	熊本市中央区水前寺六丁目18番205号の一部 詳細は別図1のとおり	
土地の形質の変更の対象となる土地の面積及び当該土地の形質の変更に係る部分の深さ	900㎡ 最大深さ 3.0m (詳細は別図のとおり)	
土地の形質の変更の着手予定日	平成31年5月1日	
法第3条第1項の ただし書の確認を 受けた土地において 法第3条第7項の 規定による土地の 形質の変更をする 場合	工場又は事業場の 名称	○○株式会社 熊本工場
	工場又は事業場の 敷地であった土地 の所在地	熊本市中央区水前寺六丁目18番1号、203号、 204号、205号
現に有害物質使用 特定施設等が設置 されている工場又 は事業場の敷地に おいて法第4条第 1項の規定による 土地の形質の変更 をする場合	有害物質使用特定 施設が設置されて いる工場又は事業 場の名称	/
	有害物質使用特定 施設の種類の	
	有害物質使用特定 施設の設置場所	
	特定有害物質の種 類	

様式第六（第二十一条の二第一項、第二十三条第一項関係）

記載例

有害物質使用特定施設の設置の土地（法第4条第1項）

一定の規模以上の土地の形質の変更

平成31年 4月 1日

熊本県知事 殿

届出者

熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

〇〇株式会社 代表取締役 蒲島郁夫 印

不要な場合は、
不要な方に斜線
をお願いします

第3条第7項
第4条第1項
土壤汚染対策法の規定により、一定の規模以上の土地の形質の変更について、次のとおり届け出ます。

土地の形質の変更の対象となる土地の所在地	熊本市中央区水前寺六丁目18番205号	
土地の形質の変更の場所	熊本市中央区水前寺六丁目18番205号の一部 詳細は別図1のとおり	
土地の形質の変更の対象となる土地の面積及び当該土地の形質の変更に係る部分の深さ	900㎡ 最大深さ 3.0m (詳細は別図1のとおり)	
土地の形質の変更の着手予定日	平成31年5月1日	
法第3条第1項の ただし書の確認を 受けた土地において 法第3条第7項 の規定による土地 の形質の変更をする 場合	工場又は事業場の 名称	/
	工場又は事業場の 敷地であった土地 の所在地	
現に有害物質使用 特定施設等が設置 されている工場又は 事業場の敷地に おいて法第4条第 1項の規定による 土地の形質の変更 をする場合	有害物質使用特定 施設が設置されて いる工場又は事業 場の名称	〇〇株式会社 熊本工場
	有害物質使用特定 施設の種類の	65 酸又はアルカリによる表面処理施設
	有害物質使用特定 施設の設置場所	別図2のとおり
	特定有害物質の種類	ふっ素及びその化合物

複数ある場合は、別表〇のとおりという記載も可。

複数ある場合は、別表〇のとおりという記載も可。

様式第六（第二十一条の二第一項、第二十三条第一項関係）

記載例
一般の土地
(法第4条第1項)

一定の規模以上の土地の形質の変更

平成31年 4月 1日

熊本県知事 殿

不要な場合は、
不要な方に斜線
をお願いします

届出者

熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
〇〇株式会社 代表取締役 蒲島郁夫 印

第3条第7項
第4条第1項
土壤汚染対策法の規定により、一定の規模以上の土地の形質の変更について、次のとおり届け出ます。

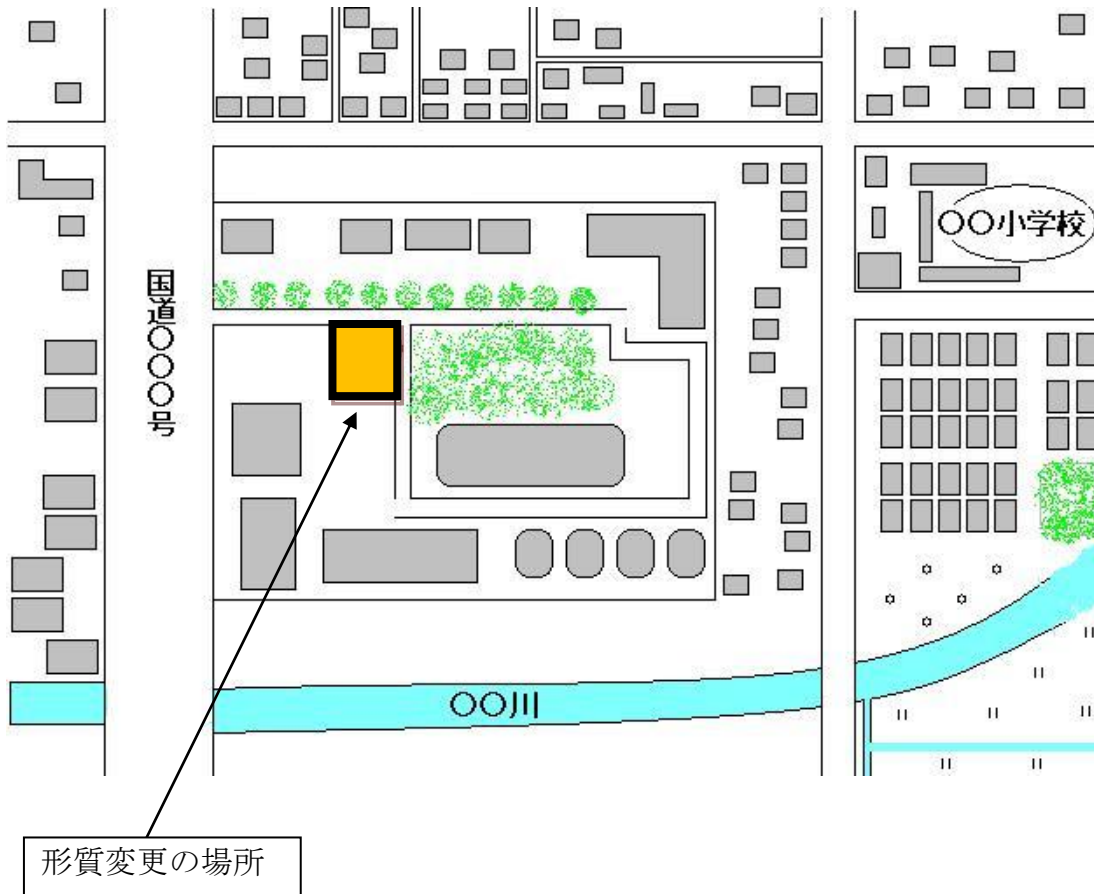
土地の形質の変更の対象となる土地の所在地	熊本市中央区水前寺六丁目18番205号	
土地の形質の変更の場所	熊本市中央区水前寺六丁目18番205号の一部 詳細は別図1のとおり	
土地の形質の変更の対象となる土地の面積及び当該土地の形質の変更に係る部分の深さ	3,000㎡ 最大深さ 3.0m (詳細は別図1のとおり)	
土地の形質の変更の着手予定日	平成31年5月1日	
法第3条第1項の ただし書の確認を 受けた土地において 法第3条第7項 の規定による土地 の形質の変更をする 場合	工場又は事業場の 名称	/
	工場又は事業場の 敷地であった土地 の所在地	
現に有害物質使用 特定施設等が設置 されている工場又は 事業場の敷地に おいて法第4条第 1項の規定による 土地の形質の変更 をする場合	有害物質使用特定 施設が設置されて いる工場又は事業 場の名称	
	有害物質使用特定 施設の種類の	
	有害物質使用特定 施設の設置場所	
	特定有害物質の種 類	

【ポイント】

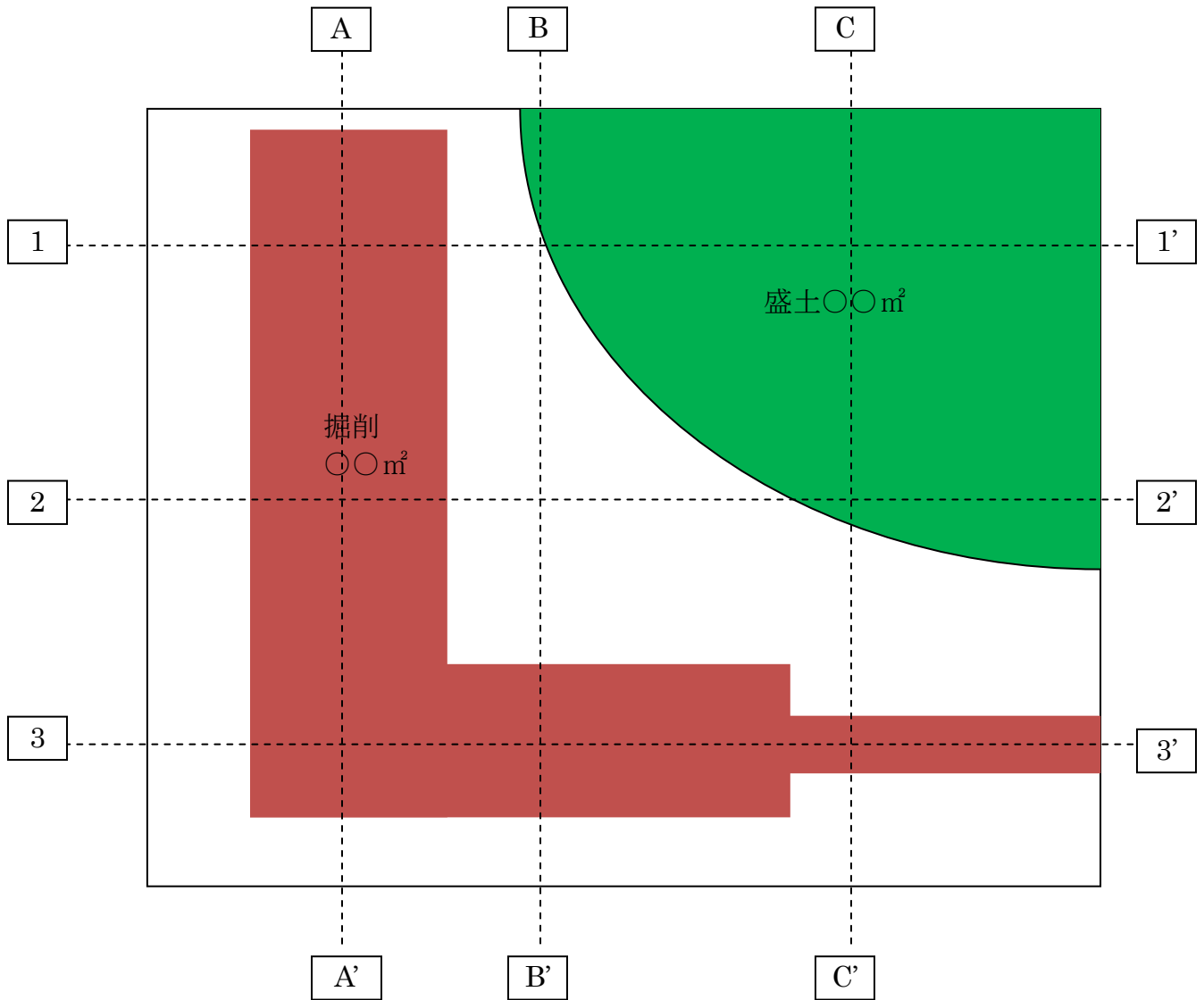
- ①地番は数が多い場合は、無理に欄に記載する必要はありません。
例えば「別表1のとおり」として、地番一覧を作成してください。
- ②有害物質使用特定施設の設置場所等についても、複数ある場合は、表と図に分けて、場所と施設の種類及び有害物質の種類がわかるようにしてください。
- ③提出部数は法令に明記してありませんが、別添資料がA4版より大きい又はカラー等の理由でコピーが困難な場合があるため、正副2部提出して下さい。
※届出者控えが必要な場合は、3部提出（1部は受付印を押して届出者控え用として返戻）をお願いします。
- ④法第3条第7項の届出者は、土地所有者等になります。法第4条第1項は、土地の形質変更を行う者（計画決定権者となります）
- ⑤法3条第7項は、土地の形質変更の着工前に「**あらかじめ**」届け出る必要があります。法4条第1項は、**着工の30日前までに**届出が必要です。
- ⑥土地の形質変更の面積は、切土（掘削）＋盛土の合計面積で判断します。
なお、形質変更とは、実際に土地に触ることを差し、建築面積とは異なる場合があります。また、整地も形質変更になります。
※盛土のみで施工する場合は、対象外になります。
- ⑦複数工事があり、その工事が一連の工事の場合は、仮に1工区が届出対象規模未満であったとしても、2工区、3工区の合計で届出規模対象となる場合は、届出が必要です。
- ⑧法第3条第7項（猶予されている土地の形質変更）では、届出者は「土地所有者等」となりあすが、一つの土地の形質変更で複数の「土地所有者等」が存在する場合は、それぞれ届出を提出するか、連名で提出していただきます。なお、その際は形質変更する土地のどの部分が、だれの土地所有等になっているかわかるようにしておいてください。
- ⑨土地の区分によっては、例えば、土地の形質変更が「猶予されている土地」と「その他の土地」にまたがっている場合等、届出が複数必要な場合があります。

(添付書類の例) 図1

- ・法第3条第7項（猶予された土地）： 工場・事業場の敷地の全体図
- ・法第4条第1項：形質変更する土地の所在地がわかる図面



(添付書類の例) 図2 土地の形質の変更の場所を明示した図面(平面図)
 例) 工場・事業場及び構内道路を建設する。併せて窪地を盛土し、平地とする。



(添付書類の例) 図3 土地の形質の変更の場所を明示した図面(立面図)
 立面図と断面図が同一の場合もあります。

南方向



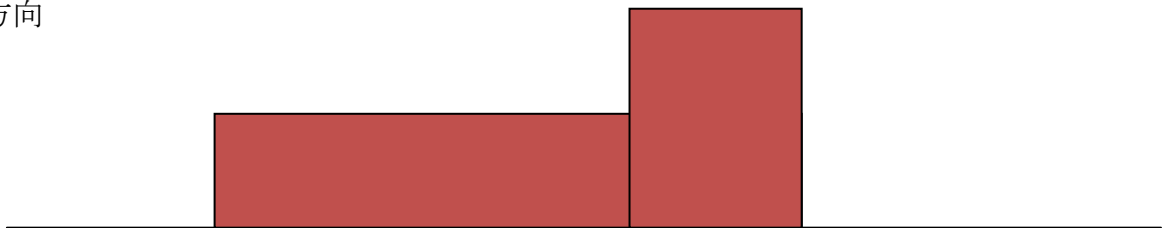
西方向



東方向



北方向

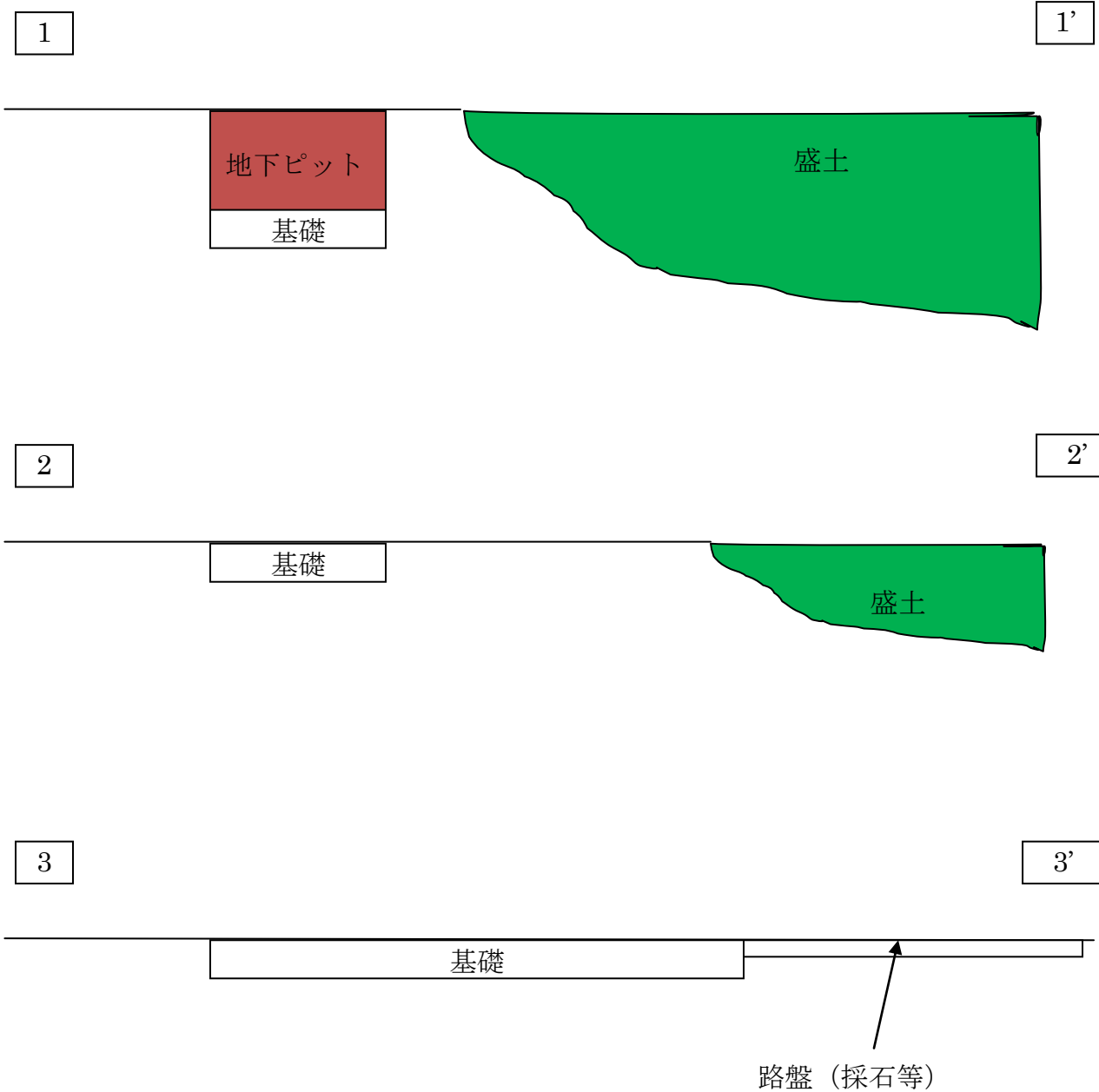


(添付書類の例) 図4 土地の形質の変更の場所を明示した図面 (断面図)

※実際は、実際に土を触る床掘の深度等の数値が入ります。

※形質変更面積は、建築面積ではありません。

※断面図は、掘削深度が変わる場合も多々あると思いますので、その掘削深度がわかるような断面を提出してください。



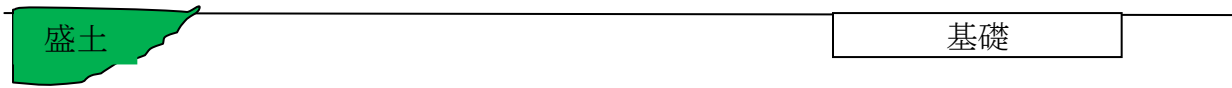
A

A'



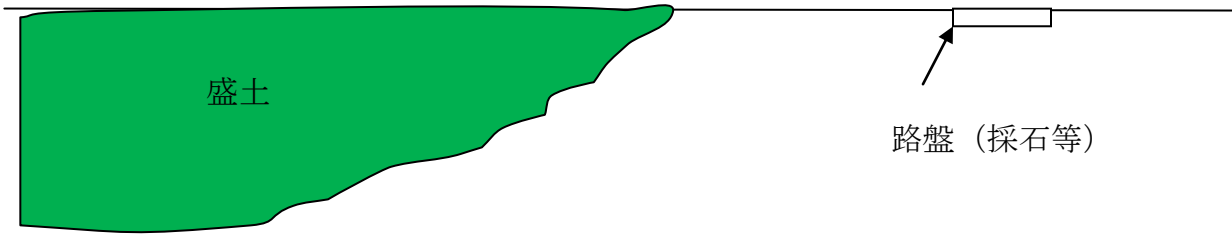
B

B'

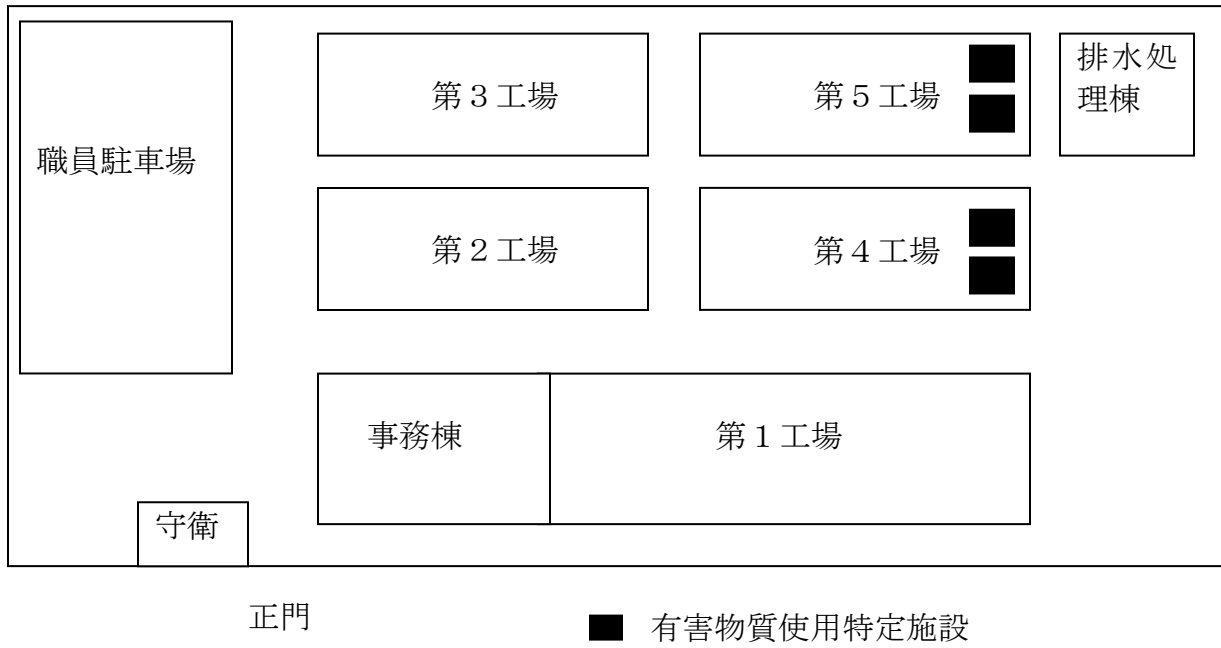


C

C'

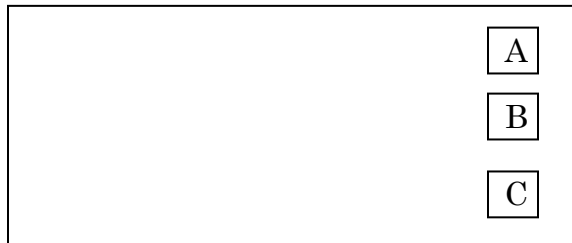


(添付書類の例) 図5 有害物質使用特定の設置の土地に係る有害物質使用特定施設の位置の例



詳細図

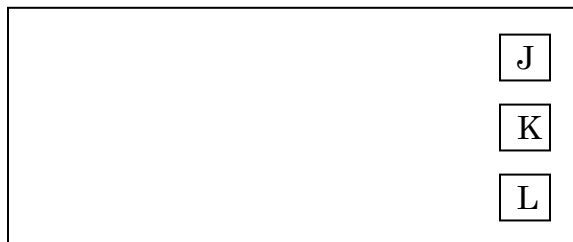
第4工場 1F



第4工場 2F



第5工場 1F



第5工場 2F



(添付書類の例) 表1 有害物質使用特定施設の種類の種類及び有害物質の種類(例)

所在地	位置	有害物質使用特定施設の種類の種類	有害物質の種類
第4工場1F	A	65 酸又はアルカリによる 表面処理施設	ひ素及びその化合物
第4工場1F	B	65 酸又はアルカリによる 表面処理施設	ひ素及びその化合物
第4工場1F	C	65 酸又はアルカリによる 表面処理施設	ほう素及びその化合物
第4工場2F	D	63 ホ 排ガス洗浄施設	ふっ素及びその化合物
第4工場2F	E	63 ホ 排ガス洗浄施設	ふっ素及びその化合物
第4工場2F	F	63 ホ 排ガス洗浄施設	ふっ素及びその化合物
第4工場2F	G	65 酸又はアルカリによる 表面処理施設	ふっ素及びその化合物
第4工場2F	H	65 酸又はアルカリによる 表面処理施設	ふっ素及びその化合物
第4工場2F	I	65 酸又はアルカリによる 表面処理施設	ふっ素及びその化合物
第5工場1F	J	65 酸又はアルカリによる 表面処理施設	シアン化合物
第5工場1F	K	71の5 トリクロロエチレン、 テトラクロロエチレン又はジクロロメタンによる 洗浄施設	ジクロロメタン
第5工場1F	L	71の5 トリクロロエチレン、 テトラクロロエチレン又はジクロロメタンによる 蒸留施設	ジクロロメタン
第5工場2F	M	65 酸又はアルカリによる 表面処理施設	ふっ素及びその化合物
第5工場2F	N	63 ホ 排ガス洗浄施設	ふっ素及びその化合物

添付書類の例(その他)

様式自由

熊本県庁株式会社
熊本 県太郎 様

熊本県知事宛でも可

形質変更実施同意書

当該工事契約書の写しでも可

平成30年4月1日

届出者が土地所有者で、他に土地所有者がいなければ提出不要

熊本県〇〇市〇〇町〇〇番地 水輪 守 印

私は、土地の形質の変更の実施については下記のとおり実施することに同意致します。
記

土地の形質の変更の実施者 : 熊本県庁株式会社
土地の形質の変更の対象となる土地の所在地 : 熊本県〇〇市〇〇町〇〇番地
及び〇〇番地
土地の形質の変更の着手予定日 : 平成30年5月2日

有害物質の使用、製造、保管、飛散
及び地下浸透の観点から記入

土地利用履歴書

様式自由

平成22年10月10日

熊本県〇〇市〇〇町〇〇番地 水輪 守 印

熊本県〇〇市〇〇町〇〇番地及び〇〇番地における土地利用履歴

年月日	内容	備考
S元～S30	農用地として利用	
S30.4	金属製品製造業（〇〇株）稼働開始	メッキに六価クロム使用
S63.5.1	土地の一部にガソリンスタンドを設営	
H4.11.1	ガソリンスタンドに自動洗車施設を導入	有害物質の使用なし
H5.12.6	当該土地と隣接する土地でトリクロロエチレン製造工場が稼働。	
H10.4.1	ガソリンスタンド閉鎖	
H22.4.1	金属製品製造業（〇〇株）閉鎖	当該土地の周辺についても記入
H22.12.2～	マンション建設予定	

チェック欄（当該土地周辺についても記入）

項目	有	無
ガソリンスタンドの設置履歴	■	□
クリーニング店（取次所を除く）の設置履歴	□	■
その他工場・事業場の設置履歴	■	□

工事の工程表

様式自由

年月日	内容	備考
H30. 5. 2	既存施設の撤去	
H30. 5. 16	土壌掘削、盛り土	
H30. 7. 15	土壌改良工事（基礎工事）開始	おおよその流れが分かれば可。 （詳細な記載は不要）
H30. 9. 15	配管工事開始	
H31. 4. 2	マンション建設完成	